

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員のさらなる処遇改善を図るため、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく賃上げ以外の処遇改善の取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という 3 つの要件を満たしている必要があります。

C の「見える化」要件とは、介護サービスの情報公開制度や自法人のホームページ等を活用して、特定加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表することです。

以上の要件に基づき、当法人における賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

① 入職促進に向けた取組

職場環境要件項目	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化。
法人としての取組	年度スローガンを定め、経営理念の明確化を図るとともに、ケア方針・人材育成方針等、各種会議・委員会を通じて様々な取組の明確化を図っている。

② 資質の向上やキャリアアップに向けた取り組み

職場環境要件項目	働きながら資格の取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。
法人としての取組	研修の受講に、職免制度を利用した支援を行い受講の促進を図っている。介護職員初任者研修や喀痰吸引研修を自法人で行い職員の専門性の向上を行っている。

③ 両立支援・多様な働き方の推進

職場環境要件項目	有給休暇が取得しやすい環境の整備
法人としての取組	計画的に取得できる体制を整えている

④ 腰痛を含む心身の健康管理

職場環境要件項目	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
法人としての取組	管理職及び部署のリーダーに対して定期的に研修を実施し、職人のメンタルヘルスや日常的な健康管理について意識の向上を図っている。

⑤ 生産性向上のための業務改善の取組

職場環境要件項目	タブレット端末やインカム等の I C T 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
法人としての取組	見守り機器、タブレット端末を含む PC の増設を図るとともに、プロジェクトチームを作り一層の対策強化を図っている。

⑥ やりがい・働きがいの構成

職場環境要件項目	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
法人としての取組	年間の研修計画を作成し、定期的に学ぶ機会を確保するとともに、部署会議を通して、その定着を図っている。